

令和7年12月16日
企画総務委員会資料
総務部総務課

庁舎地下駐車場急速充電器の更新について

1 趣旨

庁舎地下駐車場に設置の電気自動車用急速充電器（以下「充電器」という。）について、老朽化に伴い機器の更新を行う。

また、充電器の更新に伴い、利用料金を無料から有料（電子決済）での運用に移行する。

2 充電器等の概要

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 設置数 | 1基（1口） |
| (2) 充電時間 | 最大30分 |
| (3) 充電スペース | 2区画（1区画は待機スペース） |
| (4) 設置経費 | 9,020千円 |

3 利用料金の有料化

これまで普及促進及び環境への取組PRなどを目的に、利用料金を無料にて提供してきたが、充電器更新に伴い、公共用充電設備の有料化が進んでいることを考慮し、有料（電子決済）での運用に移行する。

(1) 充電器に搭載の課金サービスに登録している方

* 専用の充電用カード又は充電アプリを使用

- ◇ 初めの5分 275円
- ◇ 以降1分毎 55円（加算）

(2) (1)以外の充電用カードをお持ちの方（他の課金サービスに登録している方）

- ◇ 充電用カード各社の利用料金プランを適用

4 スケジュール

令和7年11月14日から 充電器の利用休止（入替え工事等）

令和8年2月頃（予定） 充電器の利用再開